

第2章 現状の把握と分析

1 社会・産業環境の変化

(1) 少子高齢化の進展

当市の合計特殊出生率（ 1 ）は 1.18（平成 21 年）で全国平均 1.37（平成 21 年）を下回っており、一般的に現在の人口を維持するために必要と言われる 2.08 を大幅に下回っています。また、当市の高齢化率（ 2 ）も 21.5%（平成 22 年）で全国平均 23.1%（平成 22 年）を下回っています。しかし、当市についても、平成 19 年に高齢化率が 21% を超え、「超高齢社会」となっています。

したがって、桶川市の人口、就労人口の減少がすすみ、地域の雇用と消費需要の低下など地域経済の後退を招くことが懸念されます。医療・介護・福祉などの充実により安心して暮らせる地域づくりや雇用の拡大と地域需要の拡大を図る対策が必要となります。

- 1 合計特殊出生率... 1 人の女性が一生のうちに生む平均的な子供の数です。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合）の合計から計算します。
- 2 高齢化率..... 総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合。国連は高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えると「高齢社会」、21% を超えると「超高齢社会」と呼んでいます。日本は、既に平成 19 年に「超高齢社会」となりました。

(2) ゴミと環境問題

平成 14 年 12 月よりゴミ焼却により排出されるダイオキシン規制が強化され、今後、更なるゴミの減量化、分別・リサイクルを進め、製造・物流・販売・消費・廃棄物処理の各分野において、ゴミゼロを目指す資源循環型社会の構築が求められています。

(3) 開発と環境

安心して住み継ぐことのできる都市環境の形成を図るため、中心市街地や既成市街地の整備を引き続き進めると共に、新しい市街地については、組合施行による土地区画整理事業で 4 地区を整備中であることから、今後においても、市民と行政による協働のまちづくりが求められています。

また、首都圏中央連絡自動車道の整備、これに伴う上尾道路とのジャンクション及びインターチェンジ周辺の土地利用については、地元の合意形成に基づく環境に配慮した土地活用方策を検討する必要があります。

(4) 個人消費の低迷

4%台半ばから5%台の前半で推移する高失業率、賃金・年金給付の引き下げ、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料の引き上げなどによる先行き不安から消費購買力が大きく落ち込み、深刻な不況が長期化しています。

(5) IT化の進展など消費生活の変化

消費者は、IT化の進展で商品・サービス等の情報の入手・選択・利用・購入などが簡単になるため、販売者はこれに合わせた情報提供、キャッシュレスで販売が出来るような対応が必要になっています。

(6) 財政悪化

国と地方を合わせた長期債務残高は約770兆円(平成20年度末)で対GDP比157%となっており、平成22年度末には869兆円程度になると見込まれている中、不況による税収の落込みと相まって国も地方も財政がさらに悪化しています。

したがって、従来行ってきた景気対策としての大型公共事業は大幅に削減され、限られた財源では市民のくらし・福祉・子育て・教育・生活環境等を優先した事業や地域の雇用と需要の拡大が求められています。

(7) 社会制度の変化

まちづくり三法の改正

平成18年に地域の実情を反映した街づくりを目指し「改正都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」からなる『まちづくり三法』が改正制定されました。

今回のまちづくり三法の改正は、市街地の郊外への拡散を抑制し、街の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方に基づいて、都市計画法・建築基準法の改正(平成18年5月31日公布)による都市機能の適正立地と、中心市街地活性化法の改正(平成18年6月7日公布)による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進することとしています。

近年では、都市機能が集積する複数の集約拠点とその他の地域とが交通拠点を基本に有機的に連携されている拠点ネットワーク型の集約型都市構造を持つコンパクトシティの概念も提唱されています。

・中心市街地の活性化に関する法律(中心市街地活性化法:H10.6.3公布)

近年の都市、特に地方都市の中心市街地の著しい衰退に対して、市街地の整備改善及び商業等の活性化を、地域の創意工夫を生かしながら一

体的に推進することを目的とした法律で、「市町村の役割の重視」、「市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進」を特徴としています。

平成 18 年の改正では、法律の名称を「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」から「中心市街地の活性化に関する法律」へ変更し、「市街地の整備」や「商業等の活性化」のみにとどまらない、総合的な活性化策を進めるための基本法的な性格が付与されています。

- ・大規模小売店舗立地法（大店立地法：H10.6.3 公布）

大規模小売店舗法（大店法）に代わって施行された法律です。この法律では、店舗面積 1,000 m²以上の大型店の出店について、地元住民の意見を踏まえ、出店に伴う交通、騒音、廃棄物など生活環境への影響に具体的な対応が求められます。

平成 18 年の改正では、業界ガイドラインの作成等による事業者の社会的責任を強化し、また、大規模小売店舗併設サービス施設が対象施設に含まれています。

- ・都市計画法（S43.6.15 公布）

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り国土の均衡ある発展に寄与することを目的とし、近年の改正では地域の実状に対応したまちづくりができるような配慮がされています。

平成 18 年の改正では、郊外への都市機能の拡散を抑制するため、大規模集客施設（床面積 1 万 m² 超えの店舗、映画館、アミューズメント施設等）が立地可能な用途地域を見直しています。

商工業の振興、健全な生活環境維持に関する主な法律

- ・中小企業基本法（S38.7.20 公布）

非近代的な中小企業構造を克服するとの基本理念を、中小企業の柔軟性、機敏性に着目し、むしろ経済の発展と活力の源泉であると捉え、中小企業の自助努力を支援することに転換しています。（改正：H11.12.3 施行）

- ・中小企業信用保険法（S25.12.14 公布）

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行う制度を確立し、中小企業の振興を図ることを目的としたものであるが、厳しい金融経済情勢下で、円滑な資金供給の確保に万全を期すため、セーフティネット保証などの各種保険制度を拡充しています。（改正：H20.9.1 施行）

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（S41.6.30 公布）

官公庁が、物品の購入やサービスの提供を受ける、また工事の発注など（官公需）する場合における中小企業者の受注機会の増大を図る目的で制定されたもので、中小企業者向け官公需契約目標と目標達成のための措置を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議で決定し公表しています。（改正：H15.4.1 施行）

・工場立地法（S34.3.20 公布）

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表、これらに基づき勧告、命令等を行うことなどが盛り込まれており、地域の実状に応じた効果的な工場施設の建替えを推進し、工場と周辺環境の調和を図ろうと改正しています。（改正：H13.4.1 施行）

・商工会法（S35.5.20 公布）

主として市町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織として商工会等を設け、国民経済の健全な発展に寄与しようとしたものです。しかし、中小企業施策に対するニーズの多様化・地域経済活動の広域化、経営指導の高度化・商工会活動の広域化が一層必要となり、小規模商工会での対応が困難なため、小規模商工会が事業実施体制を強化できるよう合併の円滑化を図ったものです。（改正：H13.9.19 施行）

・埼玉県中小企業振興基本条例（H14.12.24 公布）

県内事業所のほとんどが中小企業であり、これらの中小企業が県内の生産、流通などの経済活動全般、そして地域雇用に重要な役割を果たしていることから、景気低迷の中で失われた経営の安定と活力の回復を図るため、中小企業の振興の基本となる事項を定めています。

・資源循環型社会形成のための法制度

平成3年の「再生資源利用促進法（改正されて資源有効利用促進法となった）」の施行以来、リサイクルの施策が総括され、現在、次のような法律が体系化されています。

容器包装リサイクル法（改正 H18.6）、家電リサイクル法（改正 H13.4）、食品リサイクル法（改正 H19.6）、建設リサイクル法（改正 H14.5）、自動車リサイクル法（改正 H17.1）

容器包装リサイクル法の改正

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、再商品化の義務を果たさない事

業者に対する罰則の強化等の改正が行われました。

食品リサイクル法の改正

食品関連事業者に対する定期報告義務の創設、再生利用事業計画の認定制度の見直しによる食品関連事業者の取組みの円滑化等の改正が行われました。

・住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法：H11.6.23 公布）

手抜きや粗雑な工事による不良、欠陥住宅の追放、住宅の品質向上を目的に、特に新築住宅の土台や柱、屋根など基本構造部分の10年間の保証を義務付けています。

・消費生活用製品安全法（S48.6.6 公布）

消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品（自己確認品目）とし、さらに、より危害発生防止の必要がある製品を特別特定製品として第三者検査機関による検査を義務付けています。また、この法律に関し、屋内式ガス瞬間湯沸器等、経年劣化により安全上支障が生じる恐れのある品目についての事故を防止するため、「長期使用製品安全点検制度」や「長期使用製品安全表示制度」が創設されています。（改正：H19.11.21 施行）

・社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（基礎構造改革法：H15.4.1 施行）

基礎構造改革法により、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法が一部改正され、従来の行政主体であった措置制度による福祉サービス提供から、利用者主体による福祉サービス提供に移行しています。

・介護保険法（H9.12.17 公布）

核家族化の進展に伴う介護環境の変化等の中で、人口の高齢化による介護問題に対応するため、社会全体で介護を必要とする人の介護を支える仕組みの構築を図る目的で制定され、利用者が保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的に利用できる仕組みについて定めています。

なお、平成18年の改正により、生活圈域ごとに地域包括支援センターが設置されるとともに、軽度認定者を対象とする予防給付が創設されています。（改正：H18.4.1 施行）

2 社会から見た桶川をとりまく状況

(1) デフレ経済下における価格競争等の激化

低価格量販店等の進出や営業時間の拡大などにより、市内業者は大き

な打撃を受けており、この競争に参入することは困難です。したがって、低コスト化への努力と合わせ、より身近で消費者のニーズに対応した商品やサービスの提供が求められています。

(2) 空店舗の増加

空店舗の増加などにより商店街としての機能が低下し、消費者のニーズに十分応えられなくなっています。したがって、空店舗の活用と、既存の商店の改装等により魅力ある商店街を形成する必要があります。

(3) 『協働』のまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズに、行政だけではきめ細やかな対応ができない状況となりつつある中、市民公益活動団体、企業及び事業者、市（行政）がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力する「協働のまちづくり」が必要とされています。地域の課題は、そこに住む人々が協力し合って解決できるよう、みんなで取り組む体制を整えるとともに、地域コミュニティや市民団体などの活動の活性化やその活動を支える人づくりが求められています。

(4) 融資制度の利用促進

長引く景気低迷により、中小企業への金融機関からの融資が厳しくなり、資金繰りが悪化していることから、公的融資制度の宣伝など利用促進への工夫が必要となっています。

(5) 土地利用構想における複合開発エリアの設定

桶川市第五次総合振興計画では、首都圏中央連絡自動車道による交通便利性をいかし、周辺環境と調和した土地利用を進めるエリアとして、（仮称）桶川インターチェンジ周辺地域への製造業や流通業務などの工業系の立地を進めることを基本構想として示しています。また、既に開通している桶川北本インターチェンジ周辺地域については、資材置き場などの乱開発抑止に努め、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図ることが想定されています。今後、この構想に沿う形での積極的な企業誘致が求められます。

(6) 近隣市町へ大型商業施設の出店

近年、近隣市町へ大型商業施設の出店が相次いだことによる顧客の流出のため、潜在購買力が市外へ4割以上（平成17年）も流出しています。魅力ある商業地の形成のため、桶川駅を中心とする都市拠点においては、東口駅前広場などの基盤整備と合わせて総合的な中心市街地活性化に取り組むことが必要となっています。